

表の指名發表せしメタルカ

下町地 荒木藤市 成田八十八

忠町 荒木正元 / 一部より現在、斗争組織の結

続スヘキトトリ主張セルノミニテ有樂町班原田公等現レ

ト全部ニ涉リ前叙ノ通日常斗争ニ入ルヘキヲ主張スルヤ

議長等ハ更ニ各個人ノ意見吐露セルトトリホメ、荒木、

荒木田、木下、中凡等ノ職業的幹部ニ於テハ斗争ヲ継続

スル以上現在ノ斗争委員ヲ持続スヘキ要アリ 高現在ノ

急業ハ何等行詰リ居ラス高強化スルノ余地アリト力説

(其際安全送電ヲ力説セルトセシ荒木、荒木田 上井正

一等ニ対シ言論ノ中止ヲ命ジタリ) 其間本局動力課田中

宗也電灯部等ノ強派ニ於テ更ニタク幹等ノ罷置ヲ欲セ

テ強シ議長中風ハ横暴ニモ總テ現在ノ通リ斗争持続ニ

決定スル所アリタルカ松下和平、成田正元ノ兩名ヨリ異

議ヲ唱ヘ議長ノ清洲ヲ難シ各職場ニ於テ日常斗争ニ多數決
定シ居レル以上ハ慎重ニ之ヲ取扱ヒ決定スベト主張セル
正一殿ニ於テ何等發言スルモノナク現在通斗争スヘキコト
起立ニ依リ採決セルニ強硬分子ニ於テ之カ賛成ヲ煽動漸ク
多數ヲ得之ニ決定セルカ其間ヨリ漸次退場スルモノアリタ
リ

(3) 指令対策ノ件

松下和平

前叙ノ通大體現在ニ於テハ指令カ實行セラレワ、アリ 将来

ニ於テモ同様嚴守セラレタレト認リ可決

(4) 斗争資金積立案ノ件

稲垣三朗

異論アリ斗争委員會ニ一任ニ決ス

(5) 撤任者救済方法決定ノ件

成田八十八

後述ノ实例ニ宜シ今後ニ於テモ當局カ撤任対策ノ為一大障

在カ下カテ勇敢ナル斗争ヲ捲起スル要アリ其結果撤任者ヲ